

議案第 85 号

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務として情報連携を行いたいので、この案を提出するものである。

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表に次のように加える。

6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報であって規則で定めるもの
------	--	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。